

千代田マンション交流会 会則

(目的)

第1条 本会は、千代田区内の分譲マンションの管理組合又は区分所有者等が自主的に集い、マンションの適正・円滑な維持・管理、さらには修繕・改修・建替え等の老朽化対策、居住者の高齢化問題への対応等に係る知識及び情報を交換し共有することにより良好な住環境の保持並びに快適なマンション生活の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、千代田マンション交流会（以下「交流会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 交流会の事務局は、当分の間「財団法人まちみらい千代田」内に置く。

(活動)

第4条 交流会は、第1条の目的達成のため次に掲げる活動を行う。

- (1) 知識・情報等の交換会、相談会
- (2) セミナー、見学会
- (3) その他目的達成に必要な活動

(構成及び会員)

第5条 交流会は、会員及び賛助会員で構成し、次の各号に掲げる者のうち、次条に定める入会手続きを経た者をそれぞれの会員とする。

- (1) 会員 千代田区内にある分譲マンションの管理組合役員又は、区分所有者（同居親族を含む）
- (2) 賛助会員 交流会の目的に賛同し、本会の活動を支援する個人又は団体で、役員会で承認した者

(入会、退会及び会員の変更)

第6条 交流会の会員になろうとする者は、千代田マンション管理交流会入会届書（様式第1号）により届け出るものとする。

- 2 交流会を退会しようとする者は、千代田マンション管理交流会退会届書（様式第2号）により届け出るものとする。

(組織)

第7条 交流会を円滑に運営するため、会員の中から15名以内の役員を総会において選任する。

- 2 役員は、次の各号に掲げる業務を担当する役員を互選し、監事を除くすべての役員を以て役員会を組織する。
 - (1) 会長 1名 交流会を代表し、総会及び役員会を招集し、会務を総括する。
 - (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
 - (3) 事務局長 1名 交流会運営に係る連絡調整を行い、事務全般を統括する。

- (4) 会計 1名 会費の保管及び経理を行う。
- (5) 監事 1名 会計の監査を行う。また、交流会の運営について必要と認めるときは、役員会に意見を述べることができる。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員会は、交流活動の企画・調整・執行・評価その他重要事項を審議し決定する。
- 5 役員会は、原則として、毎月開催するものとする。

(会費)

第8条 交流会の運営に要する経費は、会員の会費をもって充当する。

- (1) 会員の会費は、年間3,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、年間10,000円とする。
- 2 会計年度途中の入会は、当該年度分の年会費を納入しなければならない。
- 3 一旦納めた会費は、原則として返還しない。
- 4 交流会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(総会)

第9条 総会は原則として毎年1回開催するものとし、会則の改廃、予算・決算の承認及び役員を選任等を行う。

- 2 前項に定めるほか、会長は必要に応じて、又は会員の過半数以上の要請により臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議案は、出席会員の過半数をもって議決とする。
- 5 議決権は、会員各一票とする。
- 6 会長は、総会の議長となる。

(会則の委任)

第10条 本会則に定めのない事項及び疑義が生じたときは、役員会協議のうえ決定する。

付則

- 1 この会則は、平成16年12月11日から施行する。
 - 改正 平成17年5月21日から施行する。
 - 改正 平成18年5月20日から施行する。
 - 改正 平成19年5月26日から施行する。
 - 改正 平成20年5月24日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定に関わらず、初年度の役員任期は、設立総会の日から平成19年4月30日までとする。
- 3 第8条第1項第1号の規定に関わらず、区分所有者個人会員については、当分の間会費は徴収しない。
- 4 第8条第4項の規定に関わらず、初年度の会計年度は、設立総会の日から平成18年4月30日までとする。
- 5 第8条第4項の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は、平成20年5月1日から平成21年3月31日の11ヶ月間とする。